

令和4年6月20日

各省各庁会計課長 殿

財務省主計局法規課長

事務連絡

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業について、事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて

標記のことについて、今後は下記の通り取扱うこととするので、ご了知の上、関係職員に対してもご連絡願います。

記

事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について」（令和4年2月8日財計第452号。以下「第452号通知」という。）の別紙において、「令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。」ことを例示したところである。

一方、事業年度開始月より後の賃上げについては、令和4年度からの賃上げを推進する本制度の趣旨に鑑み、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができるものとするので、ご留意願いたい。

- ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること
※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われることとする。
- ② 当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）
※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とすることとし、確認書類等は、第452号通知による税理士等が認めた確認書類等によることとする。